

港区の保健衛生

令和8年度（2026年度）版 事業概要

港区みなと保健所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

は じ め に

みなと保健所は、全ての区民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会を実現するため、港区地域保健福祉計画に掲げた様々な事業を実施しています。保健所を取り巻く環境は、感染症への備え、少子化対策、生活習慣病予防、環境衛生指導、人とペットとの共生社会の実現など、多様化・複雑化しています。

感染症対策では、国や東京都の行動計画改定を踏まえ、本年7月に「港区新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定し、新たな感染症危機への備えを強化しました。また、母子免疫ワクチンによるRSウイルス感染症の定期予防接種を開始するとともに、HIV・梅毒などの性感染症の早期発見・早期治療に向け、夜間即日検査体制を継続して実施しています。

健康づくりの取組では、区民健康診査やお口の健診の対象年齢を拡大するとともに1か月児健康診査、5歳児健康診査及び産婦健康診査を開始するなど、生涯を通じた切れ目のない健康支援の拡充を図っています。また、港区地域・職域連携推進協議会を設置し、地域と職域の関係機関が連携して健康課題の解決に取り組む体制を整備しました。

環境衛生の向上に関する取組では、増加する宿泊施設に対し、地域住民の生活環境との調和を図りながら適正な事業運営を行うよう監視指導を強化しています。また、サウナ施設における死亡事故を受けて、東京消防庁と合同で、区内全てのサウナ施設への立入調査を実施し、利用者の安全確保に向けた取組を進めています。

動物愛護の取組では、10月から開始する「MINATO DOG&CAT 宣言」登録事業を通じ、適正飼養や飼い主のマナーの向上などに関する普及啓発を推進し、人とペットとの共生社会の実現を目指しています。

本書は令和7年度に実施した港区の保健衛生事業の実績をまとめたものです。本書が、みなと保健所の取組や区民の健康を支える保健衛生行政への理解を深める一助となれば幸いです。

令和8年8月

港区みなと保健所

目 次

<総 説>

1	港区基本構想について	3
2	港区基本計画について	4
3	港区基本計画の政策とSDGsとの関係	6
4	港区基本計画施策の体系	8
5	港区の保健福祉に関する計画の概要	9
6	港区地域保健福祉計画「健康づくり・保健分野」の施策と体系	11
7	みなと保健所地図	15
8	沿革	16
9	みなと保健所組織図	18
10	保健福祉支援部・福祉事務所組織図	19
11	みなと保健所分掌事務	20
12	みなと保健所施設一覧	22
13	職員配置状況	23
14	令和8年度衛生費当初予算の前年度比較	24
15	衛生費事業別決算（令和7年度・令和6年度・令和5年度）	25
16	統計数値	28

<事 業>

①生活衛生

生活衛生課

健康危機管理	39
AED（自動体外式除細動器） 配備・管理・設置拡大	40
東京都保健医療情報センターにおける 連絡通報受理業務	41
ねずみ・衛生害虫の防除	42
給水施設及び水質検査	44
建築物における衛生的環境の確保	46
化製場等の衛生監視・管理	48
生活衛生相談	49
狂犬病予防及び動物の愛護・管理	50
咬傷犬事故処理	51
捕獲犬及び引取り・収容動物の公示	51
猫の去勢・不妊手術補助	52
犬・猫の保護等支援事業	53
衛生教育	54
環境衛生対策の充実	55
理容所・美容所の衛生指導	57
クリーニング所等の衛生指導	58
興行場の衛生指導	59
旅館業の衛生指導	60
公衆浴場の衛生指導	61
プール等の衛生指導	62
レジオネラ属菌水質検査実施報告	63
環境衛生関係施設の苦情相談	64
食品衛生普及啓発事業	65
食品に関する苦情・相談	67
食品の収去試験	69
細菌検査及び現場簡易検査	71
食品衛生不利益処分	73

食品等の自主回収	75
食中毒調査	77
食品衛生対策の充実・ 食品衛生関係施設への監視指導	79
食品衛生推進員事業	86
給食施設指導	87
調理師・製菓衛生師免許	89
食品の栄養表示、広告表示指導	90
住宅宿泊事業（民泊）の適正な運営	91
医務事業	92
医療安全支援センター	95
有害物質を含有する家庭用品に関する事業	96
薬事事業	97
毒物劇物事業	99
試験検査	100
使用済み注射針回収事業助成	103
医師臨床研修（地域保健研修）に係る 研修医の受け入れ	104

②保健予防

保健予防課

休日診療	107
小児初期救急診療事業	109
区民健康相談・健康教育事業等補助	110
かかりつけ医機能推進事業	111
大気汚染健康障害者医療費助成	112
公害健康被害補償事業	114
公害保健福祉、健康被害予防事業	118
地域リハビリテーション推進事業	120
レントゲン室運営	121
感染症流行予測調査	122
新型インフルエンザ等対策	123
エボラ出血熱対策	123

結核患者服薬治療支援事業	124
結核定期健康診断	125
結核患者支援	127
結核指定医療機関指定等事業	129
結核健康診断（定期を除く）	130
感染症医療費公費負担（結核医療費）	132
H I V・性感染症検査及び相談 （保健所検査）	133
H I V・性感染症検査委託事業 （ai チェック）	135
H I V・性感染症予防の普及・啓発	137
感染症発生動向調査事業	138
一・二・三類患者の入院勧告等 防疫措置医療費公費負担	143
感染症予防講習会及び健康教育	144
感染症の診査に関する協議会	145
港区感染症対策協議会	146
予防接種	147
周産期医療・小児医療連携協議会	156
骨髄移植ドナー支援事業	157
新型コロナウイルス感染症対策	158
港区 I H E A T 事業	164

③ 健康推進

健康推進課

みなとプレママ応援事業	167
母子健康教育	168
養育医療	172
育成医療・療育給付	173
小児慢性疾患医療費助成	174
特定不妊治療費助成	175
港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診 療）助成及び港区不妊・不育相談ダイヤル	176
3～4 か月児健康診査	177
6 か月児健康診査、9 か月児健康診査	178
1 歳 6 か月児健康診査	179
3 歳児健康診査	182
育児相談	184
母子歯科保健事業	186
経過観察児健康診査	189
母子健康手帳（親子手帳）交付	190
港区出産・子育て応援事業	191
妊婦のための支援給付事業	192
妊婦健康診査	193
新生児聴覚検査	194
都外医療機関での妊婦健康診査又は新生児 聴覚検査費用助成及び多胎妊婦健康診査費 用助成（都内・都外を問わない）	195
妊娠高血圧症候群等医療費助成	196
母子訪問指導	197
産後母子ケア事業	199
ファミリー・アテンダント事業 （見守り訪問）	201
B 型肝炎妊婦検査	202
国民健康・栄養調査	203
栄養相談	204

食生活改善における地域組織活動支援	206
港区精神保健福祉連絡協議会	207
精神保健福祉事業	208
自殺対策推進事業	210
精神障害者社会復帰援助事業（デイケア）	216
がん患者の在宅緩和ケア支援	217
がん在宅緩和ケア支援センター事業 （ういケアみなと）	218
がん患者等外見ケア用品購入費等助成	219
がんの知識に関する普及・啓発	220
健康診査事業	221
集合契約による特定健康診査受診費用助成	229
健康診査事業（骨粗しょう症検診）	230
高齢者聴力検査	231
健康診査事業（お口の健診）	232
健康診査事業（がん検診）	235
健康診査事業（まとめ）	241
肝炎ウイルス検診	242
健康手帳の交付	244
健康相談	245
地域・職域連携推進事業	246
健康教育	247
プレコンセプションケア推進強化事業	250
禁煙支援事業	251
受動喫煙防止対策推進事業	253
歯科保健事業推進協議会	254
障害者口腔保健推進事業	255
健康増進センター事業（ヘルシーナ）	257
難病対策地域協議会	259
一般健康診断（検便）	260
保健師活動	261
保健師・助産師・看護師・管理栄養士 学生実習の受け入れ	263
高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施事業	264

④ 地域医療連携

地域医療連携担当

災害医療対策	269
--------	-----

⑤ 令和 8 年度に開始する新規事業

高層住宅における A E D 配付事業	273
MINATO DOG&CAT 宣言登録事業	274

付属機関

保健所運営協議会	277
大気汚染障害者認定審査会	278
公害健康被害認定審査会	279
公害健康被害補償診療報酬等審査会	280
感染症の診査に関する協議会	281
小児慢性特定疾病審査会	282

事業名（五十音順）索引	283
-------------	-----

凡 例

- 1 この概要は、みなと保健所の事業内容と実績を概説したものです。
- 2 本書は、原則として令和7年度（R7.4.1～R8.3.31）の事業実績を収録したものです。
- 3 表中の表章記号は、次のとおりです。

・ 計数のない場合	—
・ 減少を表す場合	△
・ 該当のない場合	／
- 4 百分率については、原則として、小数点第2位の数値を四捨五入した数値をそのまま表示したので、その合計が 100.0 にならない場合があります。

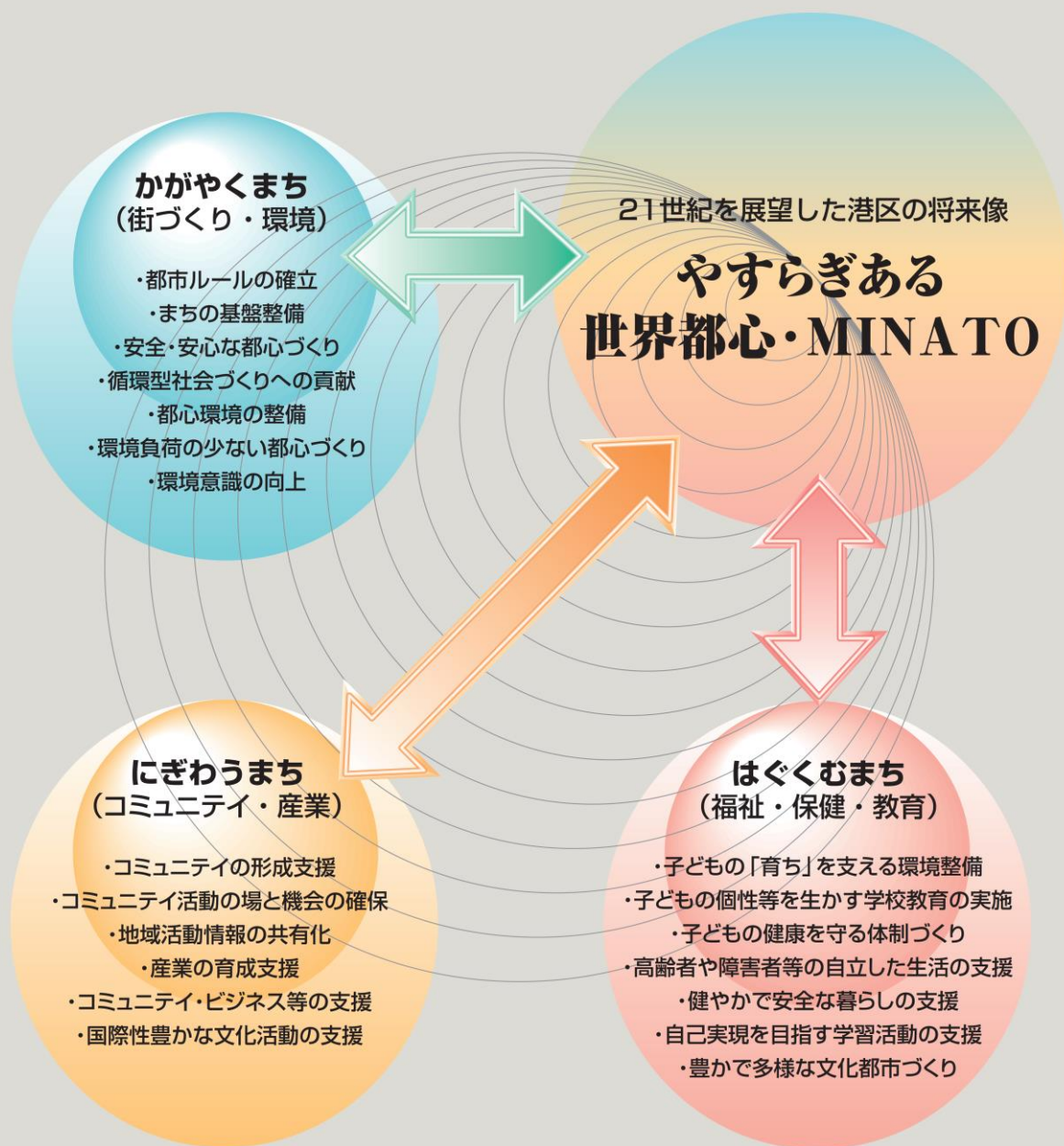
総

説

1 港区基本構想について

港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。

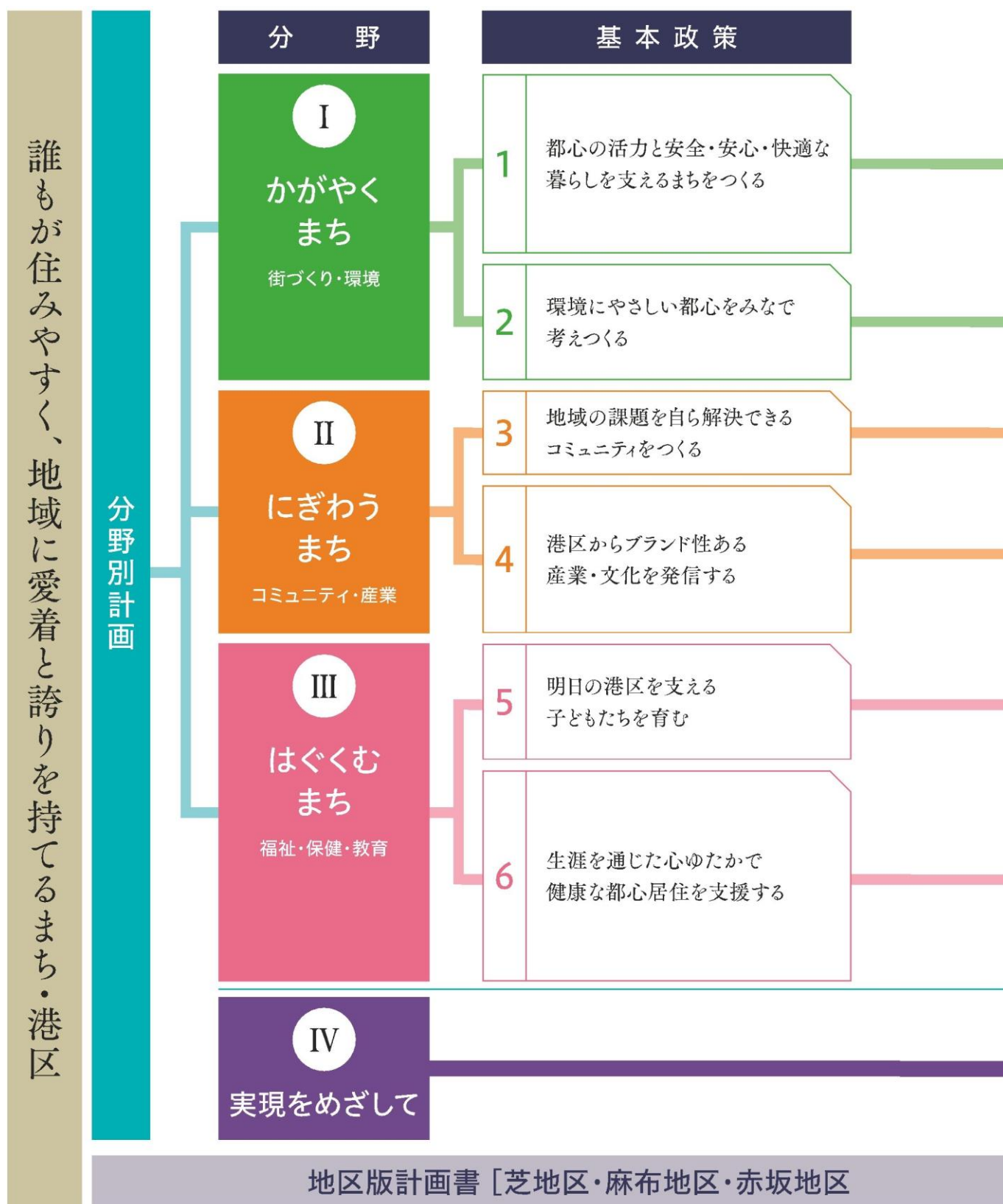
港区基本構想がめざす将来像



2 港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

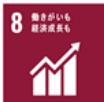
・高輪地区・芝浦港南地区] 別冊

3 港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsを踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

 目標1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 目標2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 目標8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する	 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
 目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 目標14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	 目標15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

政策	SDGs
1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	4, 9, 11, 13, 15, 17
2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	3, 4, 5, 6, 9, 11, 13, 15, 17
3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	3, 7, 9, 11, 17
4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	1, 5, 6, 11, 13, 17
5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	1, 4, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	3, 4, 6, 7, 8, 9, 11, 13, 14, 15, 17
8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	3, 4, 7, 11, 12, 13, 14, 15, 17
9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	11, 17
10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	3, 4, 10, 16, 17
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	4, 8, 9, 17
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	4, 8, 9, 12, 17
13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する	8, 12, 17

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。



政策	SDGs
14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める	4, 10, 11, 16, 17
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する	1, 2, 3, 4, 5, 10, 11, 16, 17
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する	3, 4, 10, 11, 16, 17
17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する	3, 4, 5, 8, 17
18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する	1, 3, 4, 8, 10, 11, 17
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する	3, 8, 10, 11, 16, 17
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する	3, 8, 10, 16, 17
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する	1, 2, 3, 4, 5, 12, 16, 17
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する	3, 4, 10, 17
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する	4, 11, 17
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する	9, 11, 16, 17
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する	1, 3, 4, 5, 8, 10, 11, 16, 17
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する	4, 8, 9, 11, 12, 13, 15, 16, 17

4 港区基本計画施策の体系（港区基本計画 令和3年度～8年度 令和5年度改定版から抜粋）

Ⅲ はぐくむまち（福祉・保健・教育）

21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

（１）感染症対策の強化・推進

- ・感染症対策の充実
- ・新たな感染症に備えた体制の整備
- ・予防接種の充実

（２）安心できる地域保健・地域医療体制の推進

- ・地域医療体制の充実
- ・災害時における保健・医療体制の整備
- ・支え合いによる地域保健活動の強化

（３）子どもの健康を守る体制をつくる

- ・妊娠期・産後の母子への支援の充実
- ・母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化

（４）全世代にわたる健康増進と食育の推進

- ・生活習慣病等の予防・改善
- ・口と歯の健康づくりの充実
- ・がんの早期発見の推進
- ・地域で支えるがん対策の充実
- ・たばこ対策の推進
- ・生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進

（５）こころの健康づくり、自殺対策の推進

- ・自殺予防のための情報提供と普及・啓発
- ・相談、支援の充実による自殺防止
- ・こころの健康づくりの推進
- ・自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援

（６）快適で安心できる生活環境の確保

- ・食品の安全の確保
- ・医療・医薬品の安全の確保
- ・環境衛生対策の充実
- ・快適な生活環境の確保

5 港区の保健福祉に関する計画の概要

港区地域保健福祉計画

■計画改定の背景と目的

区では、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間を計画期間として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定し、全ての区民が地域社会を構成する一員であるとし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人格と個性を尊重し合いながら地域全体が相互に協力し、支え合う社会をめざして、日常生活や社会生活を支援するとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加できる環境の整備に取り組んできました。

国や東京都の制度改正等の動向に的確に対応するとともに、社会情勢の様々な変化により、ますます複合化、多様化している区民ニーズや課題解決に分野横断的に取り組み、それぞれの分野の施策の整合を図って推進できるよう、本計画の後期3年の地域保健福祉施策の方向性を示すため、港区の保健福祉関連分野の計画を「港区地域保健福祉計画」として一体的に改定（一部策定）しています。

■計画の位置付け

「港区地域保健福祉計画」は、社会福祉法に定める市町村地域福祉計画として位置付け、策定時に包含した「港区健康増進計画」（健康増進法に定める市町村健康増進計画）、既に一体的に策定している「港区高齢者保健福祉計画」（老人福祉法に定める市町村老人福祉計画）、「港区障害者計画」（障害者基本法に定める市町村障害者計画）、別冊とした「第9期港区介護保険事業計画」（介護保険法に定める市町村介護保険事業計画）及び「第7期港区障害福祉計画」（障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画）・「第3期港区障害児福祉計画」（児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画）のほか、関連する計画を一体的に改定及び策定しました。

今般、新たに一体的に改定及び策定するのは、「港区自殺対策推進計画」（自殺対策基本法に定める市町村自殺対策計画）、「港区食育推進計画」（新規策定、食育基本法に定める市町村食育推進計画）、「港区成年後見制度利用促進基本計画」（成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める成年後見制度利用促進基本計画）です。また、上位計画である「港区基本計画」や、「港区子ども・子育て支援事業計画」等と整合・連携を図りました。

■計画の期間

本計画の対象とする期間は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間であり、前期3年と後期3年で区分しています。本計画の期間は後期3年に該当する令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までとしました。

■計画における各分野の施策

(1)子ども・子育て分野

- ・多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充
- ・保育施設における保育の質の向上
- ・子育て支援サービスの充実
- ・子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進
- ・子どもの権利擁護を重視した環境づくり
- ・支援が必要な子どもと家庭を確実に支える
- ・子どもの未来を応援する施策の推進

(2)高齢者分野

- ・心豊かで健康な生活への支援
- ・認知症と共生する地域づくり
- ・日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実
- ・誰もが安心して暮らせる地域づくり

(3)障害者分野

- ・障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備
- ・障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実
- ・特別な配慮の必要な子どもへの支援
- ・障害特性に応じて就労できる仕組みづくり

(4)健康づくり・保健分野

- ・感染症対策の強化・推進
- ・安心できる地域保健・地域医療体制の推進
- ・子どもの健康を守る体制をつくる
- ・全世代にわたる健康増進と食育の推進
- ・こころの健康づくり、自殺対策の推進
- ・快適で安心できる生活環境の確保

(5)生活福祉分野

- ・低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実

(6)地域福祉分野

- ・港区ならではの地域包括ケアの推進
- ・安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進
- ・成年後見制度の理解と利用の促進

■計画のめざす将来像

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会

区民が抱える複雑化、多様化した課題に対して、一体的に対応していくため、本計画を構成している6分野に共通する課題に関し、「人権・権利擁護」「情報発信の強化」「DX、ICTの推進」「担い手確保、人材育成」「生活拠点の確保」「多機関・多職種連携」の6つの観点において分野横断的に取り組んでいきます。

6 港区地域保健福祉計画「健康づくり・保健分野」の施策と体系

(港区地域保健福祉計画 令和3年度～令和8年度 令和5年度改定版から抜粋)

施策

1 感染症対策の強化・推進

新型コロナウイルス感染症により、感染症への関心が高まっています。これを機に新たな感染症に備えた体制の整備を行うとともに、若い世代に増加傾向にある梅毒などの性感染症への対策を図っていきます。

また、感染防止に有効な予防接種について、今後の予防接種情報の全国的なデジタル化に向け、電子予診票等の導入準備を積極的に行っていきます。

2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進

「みなとタウンフォーラム提言書」より、地域の実情に合わせた総合的な地域医療体制の実現が求められていることやコロナ禍における人との繋がり希薄化を受け、区内の病院や診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会や事業者等を中心とした様々な関係機関との更なる連携強化をポイントとして位置付けています。

3 子どもの健康を守る体制をつくる

保護者が子育てに自信を持って取り組めるよう、妊娠中から効果的な情報提供や、出産直後から十分なケアが受けられる体制を構築します。また、安心して子育てに取り組めるよう、母子保健と子育て支援がスムーズにつながる支援体制を構築します。

加えて、子育て支援にも重点を置いた検診を実施します。検診の質を担保し、感染症対策を講じた安全・安心な検診の実施を推進します。

4 全世代にわたる健康増進と食育の推進

生涯を通じてQOL（quality of life、生活の質）を高く過ごすためには、健康に対する意識の改善と、生活習慣病の予防・改善の取組が必要です。個人の健康は、家庭、地域、職場等の社会環境の影響を受けます。そのため、職場や教育機関等の関係機関との連携を強化し、多面的に健康づくりを支援します。

5 こころの健康づくり、自殺対策の推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、生死感などが複雑に関係して起こってくるものであり、すべての人が安心して生きられるようにするためには、包括的な取組が重要です。自殺対策を「生きる支援」と捉え、自殺の危機経路に即して対策を実施するためには様々な分野の人々や組織が密接に連携して推進していく必要があります。あらゆる世代の一人ひとりへの支援や地域に向けた情報発信とともに、関係機関との連携を強化し取組を推進します。

6 快適で安心できる生活環境の確保

コロナ禍で事業者への立入検査などを一部制限したため、営業実態の把握が難しい状況が続き、改正食品衛生法や改正動物愛護管理法などの周知に影響が出ました。そのため、アフターコロナに向けて改正内容等の普及・啓発を強化し、速やかに新たな制度を定着させるとともに、定期的な監視指導で既存制度の適切な運用の維持・継続を図る必要があります。

施策の体系

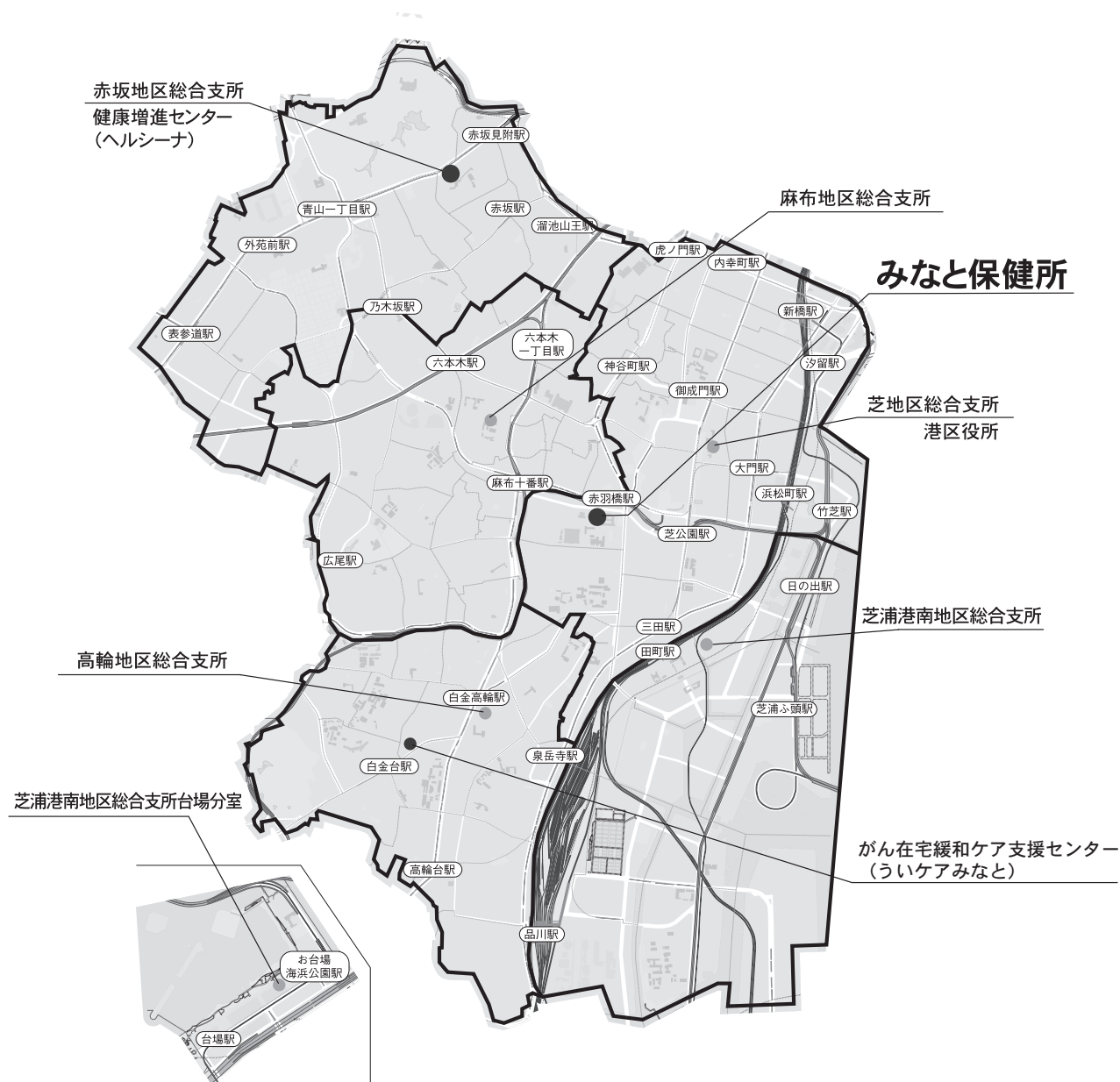
大項目	健康づくり・保健分野
-----	------------

中項目	小項目	事業
1 感染症対策の強化・推進	(1) 感染症対策の充実	・ 感染症情報の積極的発信と迅速対応 ・ H I V・性感染症の検査体制の拡充と普及・啓発 ・ 結核対策の強化
	(2) 新たな感染症に備えた体制の整備	・ 感染症のまん延に備えた職員体制の整備 ・ 専門職の応援受入れ体制の構築 ・ 東京都、都内保健所及び医療機関等との連携強化
	(3) 予防接種の充実	・ 環境整備の推進 ・ 定期予防接種の接種率の向上 ・ 電子予診票の発行などのデジタル化に向けた環境整備
2 安心できる地域医療・保健体制の推進	(1) 地域医療体制の充実	・ 周産期医療・小児医療の充実 ・ 休日・夜間診療体制の充実 ・ かかりつけ医に関する普及・啓発
	(2) 災害時における保健・医療体制の整備	・ 災害医療体制の整備 ・ 妊産婦等への災害時支援体制の整備 ・ 医療依存度が高い人への支援体制の整備
	(3) 支え合いによる地域保健活動の強化	・ 地域リハビリステーション体制の充実 ・ 難病対策の充実 ・ 健康づくりサポーターによる活動の促進 ・ 地域における健康づくり活動の促進
3 子どもの健康を守る体制をつくる	(1) 妊娠期・産後の母子への支援の充実	・ 助産師による母子保健相談 ・ みなとプレママ応援事業（港区出産・子育て応援事業） ・ 産後ケア事業 ・ 不妊に悩む方への支援
	(2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化	・ こんにちは赤ちゃん訪問（港区出産・子育て応援事業） ・ 地域における友達づくりの場の提供 ・ 乳幼児及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化
	(3) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進	・ 乳幼児健康診査の受診率向上 ・ 妊婦健康診査の推進

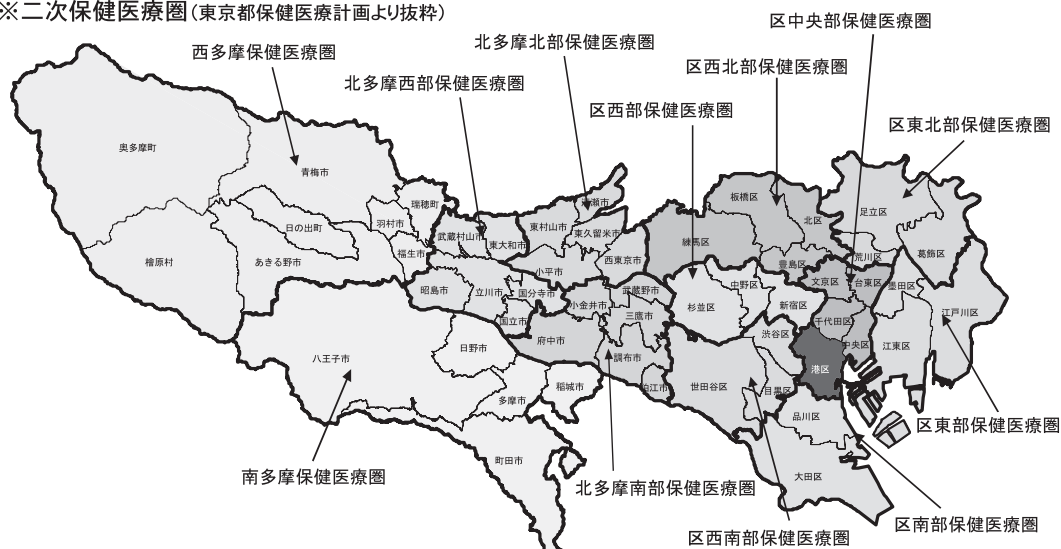
中項目	小項目	事業
4 全世代にわたる健康増進と食育の推進	(1) 生活習慣病等の予防・改善	・健康教育、健康相談 ・健康診査 ・区立健康増進センターでの生活習慣病予防
	(2) 口と歯の健康づくりの充実	・お口の検診 ・8020 達成者表彰 ・障害者歯科診療の推進
	(3) がんの早期発見の推進	・科学的根拠に基づくがん検診の推進 ・がん検診の精度管理向上 ・がん検診の受診率向上
	(4) 地域で支えるがん対策の充実	・がん在宅緩和ケア支援センターでの普及・啓発 ・がん治療に伴う外見ケア（アピアランス）助成 ・がん患者の在宅緩和ケア支援
	(5) たばこ対策の推進	・禁煙相談、禁煙支援薬局 ・禁煙治療費助成 ・受動喫煙防止対策巡回指導等
	(6) 生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進	・港区ならではの食文化の醸成 ・生涯を通じた食育の推進 ・持続可能な食を支える環境整備
5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	(1) 自殺予防のための情報提供と普及・啓発	・自殺の実態把握 ・自殺対策についての理解促進 ・自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底 ・相談窓口の周知
	(2) 相談、支援の充実による自殺防止	・相談の充実 ・相談機関の連携、協力 ・生きる支援のための人材育成と専門性の向上
	(3) こころの健康づくりの推進	・地域に向けてのこころの健康づくり ・子どもや若者へのこころの健康づくりと自殺予防の取組 ・職場のヘルスケア ・適切な精神科医療の受診支援
	(4) 自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援	・自殺未遂者とその家族への包括的支援 ・遺族等への総合的支援の充実 ・遺族等への支援をしている団体との連携 ・自死遺族等への支援に関する啓発

中項目	小項目	事業
6 生活環境の確保 快適で安心できる	(1) 食品の安全の確保	・食の安全・安心の充実 ・食中毒対策の推進
	(2) 医療・医薬品の安全の確保	・区民への情報提供及び相談体制の充実 ・医療機関等への指導及び情報提供の充実 ・医薬品販売業者等への情報提供及び指導の充実
	(3) 環境衛生対策の充実	・施設の衛生指導・啓発 ・無許可施設対策の強化
	(4) 快適な生活環境の確保	・室内環境の相談対応 ・ねずみ・衛生害虫対策 ・動物愛護の推進

7 みなと保健所地図



※二次保健医療圏(東京都保健医療計画より抜粋)



※一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域単位です。

また、医療法第30条の4第2項第12号の規定により、主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域単位として設定する医療計画上の区域でもあります。

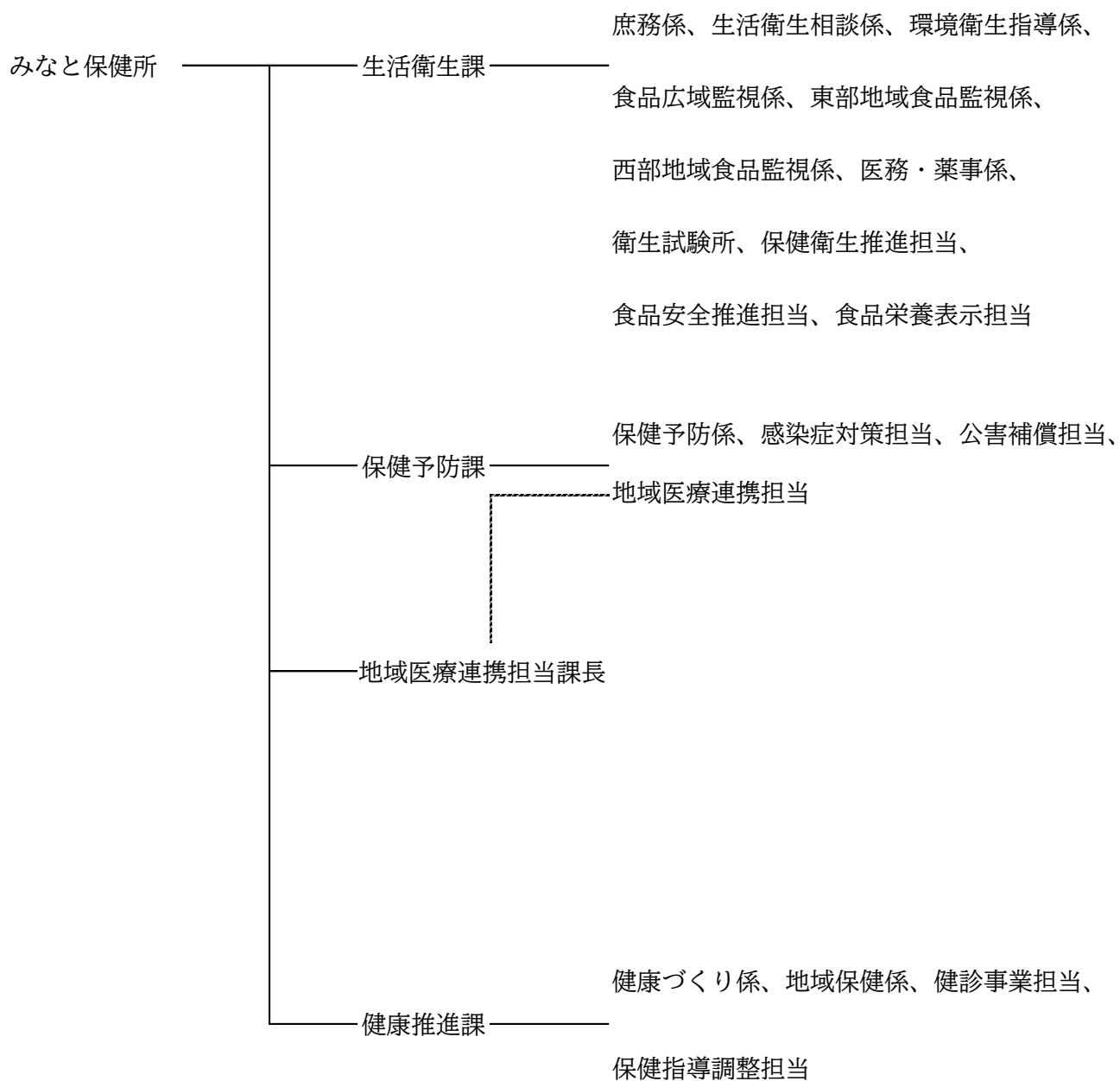
8 沿革

年 月	芝	麻 布	赤 坂
昭和 12 年 11 月	旧芝、麻布、赤坂3区を担当する「東京市麻布健康相談所」（保健所の前身）が現在の元麻布三丁目9番に開設		
18 年 7 月	東京都制施行に伴い旧保健所法に基づく「東京都立麻布保健所」として、新発足		
19 年 10 月	簡易保険健康相談所（海岸一丁目2-5）を継承し、「東京都芝保健所」となる		
21 年 10 月			「都立赤坂保健所」として都立赤坂病院内に設置
22 年 3 月	旧芝、麻布、赤坂3区を統合して港区発足 「港保健所」と改称		
22 年 8 月			事務所を港区役所赤坂支所へ移転
22 年 9 月	「地域保健法」（保健所法改正）（法律第101号）公布		
23 年 1 月	「地域保健法」施行		
23 年 1 月	「児童福祉法」施行		
23 年 1 月	「食品衛生法」施行		
23 年 1 月		火災により庁舎焼失、港区役所麻布支所に移転	
23 年 7 月	「予防接種法」施行		
23 年 10 月	新制度により「東京都芝保健所」として4課17係で発足	新制度により「東京都麻布保健所」として4課17係で発足	新制度により「東京都赤坂保健所」として4課17係で発足
24 年 1 月		性病診療所併設	
25 年 5 月	「精神衛生法」施行		
26 年 4 月	「結核予防法」施行		
26 年 5 月			南青山一丁目5番15号に庁舎新築
26 年 9 月		六本木六丁目16番47号に庁舎新築	
27 年 12 月	組織改正により、3課9係となる		
29 年 9 月	現在地に庁舎新築		
32 年 5 月	優生保護相談所を各保健所に併設		
34 年 12 月		併設性病診療所廃止	
40 年 4 月	地方自治法の一部改正により、予防接種法、結核予防法に定める事務の一部及び母子健康手帳の交付事務などの事務事業が区に移管		
41 年 1 月	「母子保健法」施行		
45 年 1 月	組織改正により、主査制が発足し、3課4係・主査となる		
47 年 10 月	「労働安全衛生法」施行		
49 年 9 月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行		
50 年 4 月	地方自治法の一部改正により、保健所が区に移管され、3課3係・主査で発足		
53 年 10 月	現在地に新庁舎を改築		
55 年 8 月	休日急病診療所開設		
55 年 10 月	休日歯科応急診療所開設		
58 年 2 月	「老人保健法」施行		
60 年 2 月	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」施行		
60 年 9 月			南青山一丁目5番15号に庁舎改築
61 年 12 月		六本木五丁目16番45号に新庁舎を改築	
62 年 4 月	組織改正により、2課3係・主査となる。		
63 年 3 月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行（第一種地域指定解除）		
63 年 7 月	「精神保健法（精神衛生法改正）」施行		

年	月	芝	麻 布	赤 坂
平成	3 年 4 月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」施行		
	5 年 12 月	「障害者基本法」（心身障害者対策基本法改正）施行		
	6 年 7 月	保健所法が地域保健法に改正		
	7 年 4 月	組織改正により、2課2係・主査となる		
	7 年 7 月	「精神保健福祉法（精神保健法改正）」施行		
	8 年 2 月			赤坂四丁目18番13号に庁舎 改築移転
	8 年 4 月			健康増進センター（ヘルシー ナ）開設
	8 年 10 月	優生保護法一部改正により各保健所の優生保護相談所を廃止		
	9 年 3 月	休日急病診療所廃止		
	9 年 4 月	「薬事法改正」による医薬品一般・特例販売業の許可等に関する東京都事務の移管 食品化学及び食品細菌検査GLP導入		
	10 年 4 月	3保健所の統合による「みなと保健所」の設置 保健サービスセンター（旧芝保健所）・生活衛生センター（旧麻布保健所）・健診セン ター（旧赤坂保健所）開設		
	11 年 4 月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（伝染病予防法改正）」施行		
	13 年 4 月	組織改正により、3課12係となる		
	15 年 5 月	「健康増進法」施行		
	17 年 4 月	改正「結核予防法」施行、組織改正により、3課11係、1副参事となる		
	17 年 7 月	「食育基本法」施行		
	18 年 3 月	健診センター廃止		
	18 年 4 月	区役所・支所改革により、5地区（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）の総合支所を設置		
	18 年 4 月	「障害者自立支援法」施行		
	18 年 10 月	「自殺対策基本法」施行		
	19 年 4 月	結核予防法廃止、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律へ統合		
	19 年 4 月	「がん対策基本法」施行		
	20 年 7 月	組織改正により、3課13係2担当課になる		
	21 年 4 月	組織改正により、3課11係1担当課になる		
	21 年 8 月	保健サービスセンター 赤坂四丁目1番26号に仮庁舎移転、三田分室開設		
	23 年 8 月	「歯科口腔保健の推進に関する法律」施行		
	24 年 2 月	みなと保健所新庁舎開設（三田一丁目4番10号）		
	25 年 3 月	「障害者自立支援法」廃止		
	25 年 4 月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行		
	26 年 10 月	口腔保健センター開設（三田一丁目4番10号）		
	27 年 4 月	「食品表示法」施行		
	28 年 4 月	組織改正により、3課11係となる		
	29 年 5 月	地方衛生研究所全国協議会加入		
	30 年 4 月	がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）開設		
	30 年 6 月	「住宅宿泊事業法」施行		
令和	3 年 1 月	組織改正により、3課11係1担当課となる		
	4 年 7 月	組織改正により、3課11係2担当課となる		
	6 年 4 月	組織改正により、3課11係1担当課となる		

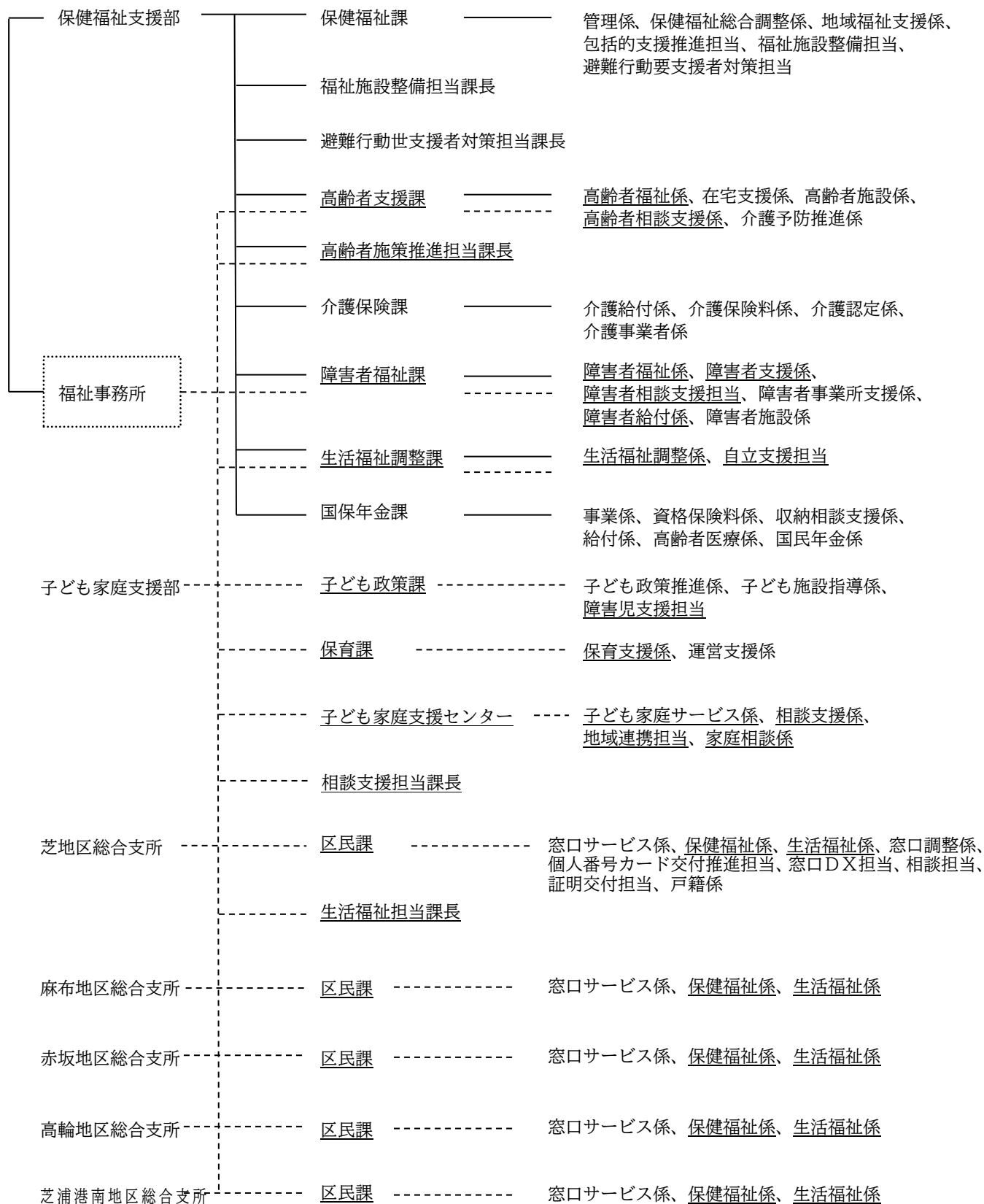
9 みなと保健所 組織図

(令和8年4月1日現在)



10 保健福祉支援部・福祉事務所 組織図

(令和8年4月1日現在)



※図中の下線のある課・係・担当は、福祉事務所を示します。

※他支援部、総合支所は、福祉事務所以外の課表示は省略します。

11 みなと保健所分掌事務

(令和8年4月1日現在)

課 (担 当)	係 (担 当)	担当事務（予算・決算等庶務事務は除く）
生活衛生課	庶務係	保健衛生施策の推進及び調整、保健所事務事業の企画・調整、地域保健思想の普及・向上、人口動態等の統計、保健所運営協議会、健康危機管理、庁舎管理
	生活衛生相談係	住まいの衛生相談、飲み水の衛生相談、ねずみ・衛生害虫等の防除・相談、動物愛護の普及啓発、獣医師会との連絡調整、あき地の管理の適正化、特定建築物等の環境衛生、化製場、動物質原料運搬の許可
	環境衛生指導係	旅館・興行場・公衆浴場・温泉・墓地・理容所・美容所・クリーニング所・プールの許可及び確認並びに監視指導、環境衛生協会等との連絡、住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導
	食品広域監視係	広域流通食品の安全相談、食中毒等患者等の調査、輸入食品等の調査・監視指導、自動販売機・移動営業者等の食品営業の許可及び届出、調理師免許・製菓衛生師免許事務
	東部地域食品監視係	芝・高輪・芝浦港南地区 食品営業の許可及び届出、食品関係営業者の指導、食生活の安全相談 食中毒・違反食品の調査、食品関係施設の監視指導
	西部地域食品監視係	麻布・赤坂地区 食品営業の許可及び届出、食品関係営業者の指導、食生活の安全相談 食中毒・違反食品の調査、食品関係施設の監視指導
	医務・薬事係	医療施設の許可及び監視指導、医療従事者の免許事務、薬局等の許可及び監視指導、麻薬小売業者の免許及び監視指導、医療機器販売業の許可及び監視指導、毒物及び劇物関係施設の登録並びに監視指導、有害物質を含有する家庭用品の監視指導
	衛生試験所	衛生上の試験検査、健康危機管理情報、地方衛生研究所
	保健衛生推進担当	環境衛生及び医務・薬事の計画策定・連絡調整・苦情処理・普及啓発、医療安全支援センターの運営
	食品安全推進担当	食品衛生監視指導計画策定、連絡調整、普及啓発、食品衛生協会、食品衛生推進員
	食品栄養表示担当	特定給食施設指導、健康増進法及び食品表示法に基づく食品の表示指導

課 (担 当)	係 (担 当)	担当事務（予算・決算等庶務事務は除く）
保健予防課	保健予防係	休日診療の実施に係る調整、小児初期救急診療の実施に係る調整、感染症対策、感染症の診査に関する協議会、結核対策、H I V・性感染症対策、予防接種、公害健康被害補償の認定及び補償給付の支給、公害保健福祉事業及び健康被害予防事業、公害健康被害認定審査会、公害健康被害補償診療報酬等審査会、大気汚染障害者認定、大気汚染障害者認定審査会、放射線検査、地域保健医療、骨髄移植ドナー支援事業
	感染症対策担当	感染症対策の調整及び推進、結核及びH I V・性感染症対策の調整及び推進、予防接種の調整及び推進
	公害補償担当	公害健康被害補償事務事業の企画及び調整、大気汚染障害者認定事務事業の企画及び調整、公害健康被害認定審査会・公害健康被害補償診療報酬等審査会及び大気汚染障害者認定審査会の調整
	地域医療連携担当	地域保健医療の企画及び調査、地域保健に係る思想の普及及び向上、地域保健の情報及び資料の収集、災害保健医療、休日診療、小児初期救急診療
地域医療連携担当		地域保健医療の調整、災害保健医療
健康推進課	健康づくり係	保健事業の企画及び調整、地域保健に関する思想の普及及び向上、地域保健の統計及び調査、健康づくりの推進、生活習慣病の予防による医療以外の保健事業、健康教育及び健康相談、基本健康診査、がん対策の推進及び調整、がん検診、一般健康診断（検便）、栄養指導に係る健康づくりの推進、栄養相談、国民健康・栄養調査、健康増進センター管理運営、歯科保健事業、受動喫煙防止対策の推進、がん在宅緩和ケア支援センター管理運営
	地域保健係	母子保健事業の実施、乳幼児健康診査、妊産婦及び新生児等の訪問指導、妊婦の保健及び健康診査、新生児聴覚検査、特定不妊治療費助成、育成医療・療育給付・養育医療給付、妊娠高血圧症候群医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成、精神保健福祉事業、自殺対策事業、特殊疾病（難病）患者の保健
	健診事業担当	健康診査・検診等事業の調整及び進行管理、がん対策計画の推進
	保健指導調整担当	保健指導、母子保健事業の企画及び調整、精神保健施策の推進、自殺対策施策の推進、地域保健に係る総合支所との調整、その他保健師業務の調整及び推進

12 みなと保健所施設一覧

※施設名()は愛称
 ※敷地面積は併設施設を含む
 ※構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート
 S：鉄骨造

保健所

(区立)〔1か所〕

(令和8年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	敷地面積	建物の構造・延床面積等
みなと保健所	三田1-4-10 TEL(6400)0050	平成24年2月6日	平成23年12月	1,747.34㎡	SRC一部S造地下1階地上8階 7,525.42㎡

健康増進センター（ヘルシーナ）

(区立)〔1か所〕

(令和8年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	敷地面積	建物の構造・延床面積等
健康増進センター (ヘルシーナ)	赤坂4-18-13 TEL(5413)2717	平成8年4月1日	平成7年12月	—	SRC造一部S造地下2階地上16階 1,564.68㎡ 赤坂地区総合支所 6階部分

※指定管理者導入施設

【指定管理者】野村不動産ライフ&スポーツ株式会社

【指定期間】令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

※指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）

(区立)〔1か所〕

(令和8年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	敷地面積	建物の構造・延床面積等
がん在宅緩和ケア 支援センター (ういケアみなと)	白金台4-6-2 TEL(6450)3421	平成30年4月1日	昭和13年10月	—	SRC造地下1階地上6階 塔屋4階 652.99㎡ 郷土歴史館等複合施設(ゆかしの杜) 5階

※指定管理者導入施設

【指定管理者】学校法人 慈恵大学

【指定期間】令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

※指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

13 職員配置状況

(令和8年4月1日現在)

職種 \ 区分	総数 (人)	生活衛生課 (人)	保健予防課 (人)	地域医療 連携担当 (人)	健康推進課 (人)
総数	133 (4)	62 (1)	26 (3)	〈兼務 1〉	45
事務	37 (3)	7 (1)	17 (2)	〈兼務 1〉	13
医師	3	1	2	—	—
保健衛生監視	27	27	—	—	—
食品衛生監視	25	25	—	—	—
歯科衛生士	2	—	—	—	2
栄養士	4	2	—	—	2
保健師	35 (1)	—	7 (1)	—	28

※ () 内は再任用・内数

人数は職員配置表に基づく

14 令和8年度衛生費当初予算の前年度比較

(単位：千円)

款	項	目	8年度	7年度	増減	伸び率 (%)
衛生費			9,286,194	9,276,721	9,473	0.10
	保健衛生費		9,286,194	9,276,721	9,473	0.10
		保健衛生総務費	3,287,346	3,019,062	268,284	8.89
		保健所費	848,695	206,724	641,971	310.54
		予防費	4,678,923	5,568,463	△ 889,540	△ 15.97
		環境衛生費	61,793	50,660	11,133	21.98
		公害病補償費	242,004	257,927	△ 15,923	△ 6.17
		保健衛生施設費	167,433	173,885	△ 6,452	△ 3.71

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含まれます。

15 衛生費事業別決算（令和7年度・令和6年度・令和5年度）

（単位：円）

款	項	目	中事業	小事業	令和7年度決算額	令和6年度決算額	令和5年度決算額
衛生費					6,943,632,991	6,647,253,706	7,361,589,246
	保健衛生費				6,943,632,991	6,647,253,706	7,361,589,246
		保健衛生総務費			2,793,406,087	2,665,526,827	2,531,806,163
		職員人件費			1,100,791,787	1,033,725,582	1,078,520,714
		一般職員			1,100,791,787	1,033,725,582	1,078,520,714
		安心できる地域保健・地域医療体制の推進			134,546,930	124,605,491	249,273,449
		※ 地域保健活動（総合支所）			407,075	483,168	565,669
		周産期医療・小児医療連携協議会			133,000	159,000	146,000
		小児初期救急診療事業			25,610,244	25,663,484	25,677,784
		休日診療			64,937,520	62,212,270	60,690,070
		災害医療対策			16,713,804	10,313,829	10,462,219
		区民健康相談・健康教育事業等補助			332,250	332,250	332,250
		地域医療機関等との連携による感染制御支援事業			1,000,000	989,822	883,573
		診療所等オンライン資格確認システム導入支援事業				1,653,000	8,909,000
		薬物乱用防止対策			448,371	418,178	409,227
		難病対策地域協議会運営			94,000	92,750	93,738
		精神障害者デイケア事業			1,980,166	1,979,090	2,045,811
		AED（自動体外式除細動器）配備・管理			22,890,500	20,308,650	9,233,984
		AED（自動体外式除細動器）設置拡大事業					5,592,320
		エネルギー価格高騰に対する診療所等への支援事業					124,231,804
		子どもの健康を守る体制をつくる			1,419,421,073	1,052,162,712	1,059,296,510
		乳幼児健康診査			112,419,157	107,927,678	110,861,979
		乳幼児歯科健康診査			25,215,627	25,416,689	27,126,403
		母子保健健康教育			11,930,486	11,211,650	10,708,772
		妊婦健康診査			242,401,439	224,319,535	218,047,653
		保健訪問指導			18,445,586	18,857,199	17,120,579
		新生児聴覚検査			6,682,971	6,329,046	6,564,590
		母子健康手帳交付			1,897,842	1,733,265	1,113,640
		産後母子ケア事業			295,727,171	240,100,158	163,237,934
		出産・子育て応援事業			365,730,019	237,562,081	317,756,644
		みなとブレママ応援事業			48,109,624	46,739,896	47,236,817
		※ 赤坂地区よちよち子育て交流事業			3,991,555	3,999,760	3,999,092
		※ 高輪地区高輪ほっとひといき子育て支援事業			5,606,216	5,602,835	4,763,120
		※ 芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト			7,761,050	7,888,750	8,667,589
		ファミリー・アテンド事業（見守り訪問）			181,584,298		
		小児慢性特定疾病医療費助成			25,870,266	27,956,422	28,516,467
		養育医療			13,234,959	13,354,989	15,543,109
		自立支援医療（育成医療）			117,408	178,439	121,347
		特定不妊治療費助成			52,695,399	72,984,320	77,910,775
		全世代にわたる健康増進と食育の推進			78,653,949	44,007,102	7,413,251
		国民健康・栄養調査			2,620	178	1,068
		歯科疾患実態調査			0	0	
		精神保健福祉連絡協議会			113,000	111,858	101,720
		精神保健福祉相談			2,271,114	2,220,677	2,235,947
		健康管理システム維持管理			49,645,640	36,985,168	
		在宅緩和ケア支援			1,379,555	1,364,327	1,306,986
		がん患者等外見ケア用品購入費等助成			23,273,020	3,324,894	3,767,530
		健康管理システム維持管理（繰越明許費繰越事業）			1,969,000		
		こころの健康づくり、自殺対策の推進			14,546,391	13,600,383	16,708,692
		自殺対策推進事業			14,546,391	13,600,383	13,718,545
		自殺対策推進計画策定					2,990,147
		快適で安心できる生活環境の確保			45,445,957	397,425,557	120,593,547
		衛生統計調査			660,105	889,705	1,458,949
		給食施設指導			508,775	392,345	373,710
		食品栄養表示指導			976,819	934,368	944,390
		食品収去検査			5,317,470	7,464,120	5,406,410
		医務薬事監視指導			1,608,074	1,683,532	1,990,234
		医療安全支援センターの運営			2,274,400	2,171,900	2,537,340
		使用済注射針回収事業助成			245,000	245,000	245,000
		国庫支出金等過年度分償還金			33,855,314	383,644,587	107,637,514

款	項	目	中事業	小事業	令和7年度決算額	令和6年度決算額	令和5年度決算額
				保健所費	191,247,521	173,357,286	181,841,419
				感染症対策の強化・推進	21,464,268	30,363,320	35,482,366
				試験検査	16,319,882	23,731,637	28,098,003
				レントゲン室運営	2,216,280	3,501,080	3,383,805
				保健医療情報センター運営	1,703,000	1,505,000	1,905,000
				保健予防課運営	1,225,106	1,625,603	2,095,558
				全世代にわたる健康増進と食育の推進	6,544,967	5,518,539	24,699,883
				健康推進課運営	6,544,967	5,518,539	3,299,295
				健康管理システム維持管理			21,400,588
				快適で安心できる生活環境の確保	163,238,286	137,475,427	121,659,170
				保健所運営協議会	223,924	207,846	239,690
				生活衛生課運営	37,049,712	36,333,347	25,893,920
				みなと保健所維持管理	125,964,650	100,934,234	95,525,560
				予防費	3,523,627,380	3,393,660,080	4,216,994,811
				感染症対策の強化・推進	1,861,349,070	1,800,795,543	2,544,539,475
				予防接種事業	1,806,090,292	1,751,563,113	1,462,438,241
				H I V・性感染症予防事業	24,709,543	22,497,466	17,220,775
				結核健康診断	17,827,347	16,410,348	13,441,340
				結核予防事業	369,868	399,810	325,881
				結核医療費公費負担	10,377,821	5,317,928	6,715,229
				結核患者服薬治療支援事業	164,900	95,743	96,325
				新型インフルエンザ等対策推進	1,809,299	2,337,279	1,896,491
				新型コロナウイルスワクチン接種		2,173,856	948,554,173
				感染症検査及び患者搬送			3,508,694
				感染症入院医療費公費負担			61,690,369
				自宅療養支援事業			31,607
				新型コロナウイルス感染症等対策体制整備			28,620,350
				安心できる地域保健・地域医療体制の推進	266,800	869,400	239,400
				かかりつけ医機能推進事業	158,400	158,400	158,400
				地域リハビリテーション推進事業	108,400	81,000	81,000
				骨髄移植ドナー支援事業	0	630,000	0
				全世代にわたる健康増進と食育の推進	1,662,011,510	1,591,995,137	1,672,215,936
				働き盛り世代の健康づくり強化支援事業	2,940,000	5,945,650	
				プレコンセプションケア推進強化事業	10,634,820		
				健康教育	4,382,626	5,746,370	7,825,179
				食育の推進	1,412,055	1,298,000	
				歯科保健事業推進協議会	339,484	338,640	354,294
				障害者口腔保健推進事業	20,685,008	10,163,139	8,073,543
				お口の健康診査	427,386,144	413,952,375	400,226,781
				区民健康診査	29,934,605	27,775,334	40,181,858
				基本健康診査	203,410,148	200,227,521	201,845,175
				骨粗しょう症検診	16,554,564	15,532,060	14,730,651
				肝炎ウイルス検診	23,693,747	24,548,644	22,038,246
				高齢者聴力検査	3,040,359	2,708,725	
				禁煙外来治療費助成	138,500	168,200	172,598
				受動喫煙防止対策推進事業	13,142,195	13,077,075	12,898,437
				がん検診運営	60,382,267	48,270,550	42,825,920
				大腸がん検診	148,887,775	147,187,318	148,366,270
				胃がん検診	246,931,940	248,410,552	258,447,936
				肺がん検診	184,085,578	179,746,445	178,244,189
				喉頭がん検診	12,222,218	11,470,544	13,622,222
				前立腺がん検診	9,412,594	9,368,268	9,196,320
				乳がん検診	97,857,349	95,250,670	
				子宮頸がん検診	144,537,534	130,809,057	
				婦人科検診			313,166,317

款	項	目	中事業	小事業	令和7年度決算額	令和6年度決算額	令和5年度決算額
				環境衛生費	45,494,916	40,032,688	36,668,562
				快適で安心できる生活環境の確保	45,494,916	40,032,688	36,668,562
				衛生害虫等防除対策	10,805,910	9,104,766	8,897,263
			※	狂犬病予防（総合支所を含む）	5,316,233	5,516,157	4,223,144
			※	動物相談・指導（総合支所を含む）	3,489,352	1,894,752	2,939,806
				食品衛生普及啓発	5,491,838	4,078,530	3,645,080
				食品衛生監視指導	6,817,306	6,856,098	4,978,912
				食品営業許可	2,204,672	1,748,347	1,537,027
				建築物・住居衛生対策	1,646,549	1,912,831	1,985,113
				環境衛生営業施設衛生指導	875,130	741,718	699,590
				住宅宿泊事業法及び旅館業法対策事業	7,538,286	6,900,352	6,446,430
				大気汚染障害者認定審査会	1,309,640	1,279,137	1,316,197
				公害病補償費	219,892,460	226,189,737	236,705,799
				快適で安心できる生活環境の確保	219,892,460	226,189,737	236,705,799
				公害健康被害補償事業	219,355,893	224,929,247	235,442,405
				健康被害予防事業・福祉事業	536,567	1,260,490	1,263,394
				保健衛生施設費	169,964,627	148,487,088	157,572,492
				全世代にわたる健康増進と食育の推進	169,964,627	71,876,492	80,632,541
				がん在宅緩和ケア支援センター管理運営	78,997,224	71,876,492	80,632,541
				スポーツを楽しむ場の確保と利用促進		76,610,596	76,939,951
				健康増進センター管理運営	90,967,403	76,610,596	76,939,951
※印は保健所事業以外または総合支所を含む事業							

16 統 計 数 値

1 衛生統計調査

目 的

統計法に基づく基幹統計調査を始めとする各種調査を実施し、国民の健康と福祉の実態を把握して、保健衛生・社会福祉行政施策の基礎資料とします。

——主な統計調査——

番号	名 称	分 類	目 的	調査時期
1	人口動態調査 (人口動態調査令)	全数調査 基幹統計	出生・死亡・死産・婚姻・離婚という人口動態を計量的に把握して、公衆衛生等の施策の資料とする。	通年実施
2	医療施設動態調査 (医療施設調査規則)	全数調査 基幹統計	医療施設の分布と整備の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料とする。	通年実施
3	国民生活基礎調査 (国民生活基礎 調査規則)	標本調査 基幹統計	国民生活の基礎的事項（保健、医療等）を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	令和7年 6月5日現在
4	出生動向基本調査 (統計法)	標本調査 一般統計	大きく変化しつつある結婚並びに夫婦の子供の産み方の動向を見極めるとともにその関連要因と変化メカニズムを究明する。	令和7年 7月1日現在

2 人 口

(1) 人口の推移

(各年 10 月 1 日現在)

年 次	全 国 (単位 千人)	東京都 (単位 千人)	港 区 (単位 人)
3	125,502	14,011	257,805
4	124,947	14,040	261,283
5	124,352	14,099	265,982
6	123,802	14,192	268,030
7	123,219	14,273	269,995

(注) 出典：全 国：人口統計 総務省統計局

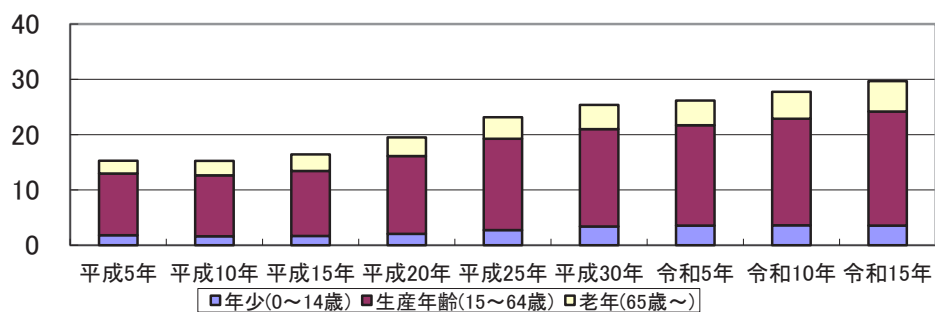
：東京都：東京都の人口（推計） 東京都総務局統計部

：港 区：住民基本台帳人口

(2) 港区人口の推移

(万人)

(各年 1 月 1 日現在)



(注) 出典：平成5年から令和5年 住民基本台帳人口

：令和10年、令和15年 港区人口推計結果

(3) 年齢3区分別人口の構成割合

(各年 10 月 1 日現在)

	年	人口 (人)	年少人口 (%) (0~14 歳)	生産年齢人口 (%) (15~64 歳)	老年人口 (%) (65 歳以上)	計 (%)
港 区	3	257,805	13.7	69.1	17.2	100.0
	4	261,283	13.6	69.3	17.1	100.0
	5	265,982	13.5	69.5	17.0	100.0
	6	268,030	13.4	69.5	17.1	100.0
	7	269,995	13.4	69.3	17.3	100.0
東京都	7	14,273 千人	10.9	66.6	22.5	100.0
全 国	7	123,219 千人	10.9	59.7	29.4	100.0

(注) 出典：全 国：人口統計 総務省統計局

：東京都：東京都の人口（推計） 東京都総務局統計部

ただし、構成割合については、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口から算出

：港 区：住民基本台帳人口

(4) 性・年齢階級別人口、外国人人数

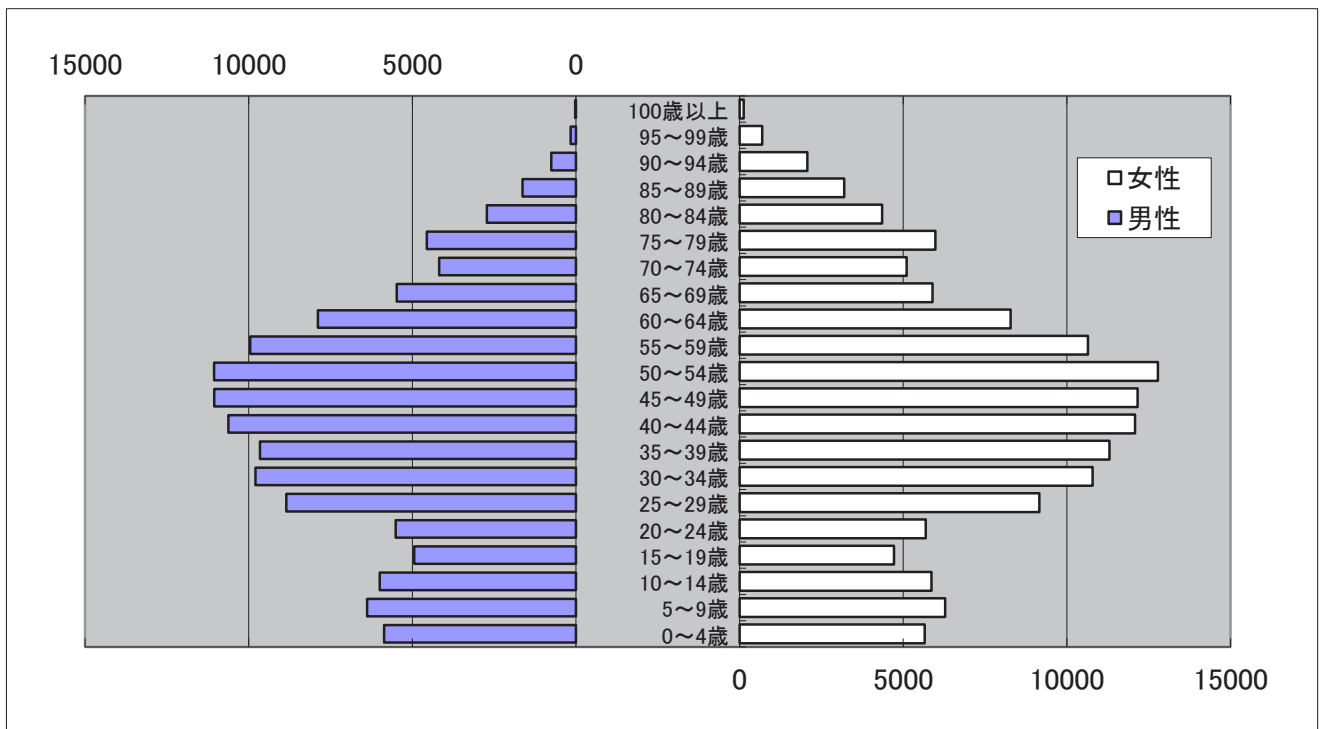
令和8年1月1日現在、港区の人口（住民基本台帳人口）は、全体で269,877人（男性127,055人、女性142,821人）となっています。日本人人数は、全体で245,976人（男性114,829人、女性131,147人）となっています。外国人人数は、全体で23,901人（男性12,226人、女性11,674人）となっています。

(令和8年1月1日現在)

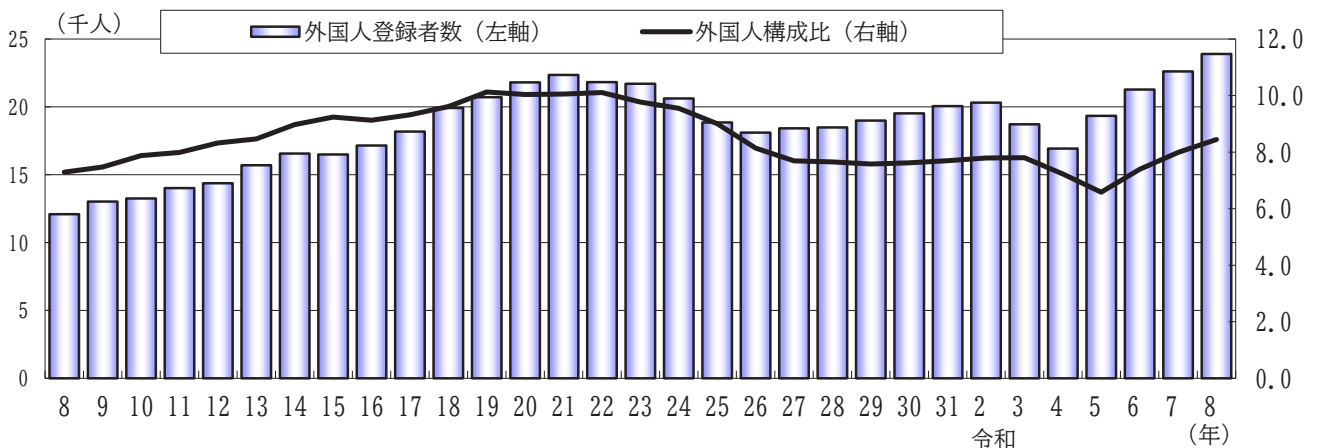
年 齢	計(人)	男性(人)	女性(人)	年 齢	計(人)	男性(人)	女性(人)
0～4 歳	11,515	5,860	5,655	55～59 歳	20,596	9,952	10,644
5～9 歳	12,663	6,380	6,283	60～64 歳	16,164	7,883	8,281
10～14 歳	11,858	5,995	5,863	65～69 歳	11,371	5,477	5,894
15～19 歳	9,660	4,941	4,719	70～74 歳	9,283	4,179	5,104
20～24 歳	11,194	5,506	5,688	75～79 歳	10,538	4,558	5,980
25～29 歳	18,009	8,850	9,159	80～84 歳	7,078	2,722	4,356
30～34 歳	20,580	9,793	10,786	85～89 歳	4,831	1,633	3,198
35～39 歳	20,957	9,654	11,303	90～94 歳	2,824	756	2,068
40～44 歳	22,703	10,619	12,084	95～99 歳	851	161	690
45～49 歳	23,212	11,053	12,159	100 歳以上	152	25	127
50～54 歳	23,838	11,058	12,780	計	269,877	127,055	142,821

(注) 出典：住民基本台帳人口

年齢別（5 歳階級）男女別人口構成図



外国人人数（各年1月1日現在）（平成24年までは外国人登録者数です。）



3 人口動態統計

人口動態統計は、統計法に基づく基幹統計であり、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の5つの人口動態事象を常に把握して、保健衛生行政を企画・推進させるための基礎資料とするものです。

(1) 人口動態年次別数

ア 数

〔令和3年～6年は確定数
令和7年は概数〕

年次	出 生 (人)	(再掲)	死 亡 (人)	(再掲)		周 産 期 死 亡 (人)	(再掲)			死 産 (人)	(再掲)		婚 姻 (件)	離 婚 (件)	自 然 増 加 (人)
		低 体 重 児 (人)		乳 児 死 亡 (人)	新 生 児 死 亡 (人)		妊 娠 二 十 二 週 以 後 の 死 産 (人)	生 後 一 週 間 未 満 新 生 児 死 亡 (人)	自 然 死 産 (人)		人 工 死 産 (人)				
3	2,461	195	1,674	5	1	3	2	1	61	24	37	1,704	491	787	
4	2,332	212	1,791	3	—	4	4	—	45	23	22	1,861	503	540	
5	2,355	210	1,711	5	3	6	4	2	52	22	30	1,838	531	644	
6	2,242	202	1,759	6	3	10	7	3	54	27	27	1,905	541	483	
7	2,276	201	1,715	3	1	6	5	1	57	20	37	1,971	573	561	

- (注) 1 低体重児とは、出生児の体重が2,500g未満のものです。
2 乳児死亡とは、生後1年未満の乳児の死亡です。
3 新生児死亡とは、生後4週(28日)未満の新生児の死亡です。
4 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死亡と生後1週未満の早期新生児の死亡です。
5 死産とは、妊娠満12週以後の死児の出産です。
6 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で集計します。

イ 率

〔令和3年～6年は確定数
令和7年は概数〕

	年次	出生 千人 対 (%)	低体重 出生 割合 (%)	死 亡 千人 対 (%)	乳児 死 亡 千人 対 (%)	新生児 死 亡 千人 対 (%)	周産期 死 亡 千人 対 (%)	死 産 千人 対 (%)	婚姻 千人 対 (%)	離婚 千人 対 (%)	自然増 加 千人 対 (%)
港区	3	9.5	7.9	6.5	2.0	0.4	1.2	24.2	6.6	1.9	3.1
	4	8.9	9.1	6.8	1.3	—	1.7	18.9	7.1	1.9	2.1
	5	8.8	8.9	6.4	2.1	1.3	2.5	21.6	6.9	2.0	2.4
	6	8.3	9.0	6.5	2.7	1.3	4.4	23.5	7.1	2.0	1.8
	7	8.4	8.8	6.4	1.3	0.4	2.2	21.1	7.3	2.1	2.1
東京都	7	6.3		10.3	1.4	0.6	3.2	22.2	5.9	1.5	△4.0
全国	7	5.6		13.3	1.9	0.9	3.4	22.3	4.1	1.5	△7.7

- (注) 1 港区の千対人口の数値は、「東京都の人口(推計)・各年10月1日」による人口を母数で算出。
2 港区の周産期死亡の母数は、出生と妊娠満22週以後の死産を合計したもので算出。
3 港区の死産の母数は、出生と死産を合計したもので算出。

(2) 出生数

ア 合計特殊出生率

〔 令和3年～6年は確定数
令和7年は速報数 〕

	港 区 (人)	東京都 (人)	全 国 (人)
3	1.27	1.08	1.30
4	1.21	1.04	1.26
5	1.23	0.99	1.20
6	1.18	0.96	1.15
7	1.21	0.96	1.14

(注)

1 合計特殊出生率＝

母の年齢別出生数

年齢別女子人口

2 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

3 港区の年齢別女子人口は、翌年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

イ 体重別・性別出生数

(令和7年1月1日～令和7年12月31日：概数)

(単位：人)

性	総数	2,500g未満(低体重児)					2,500g以上							体重 不詳
		計	1,000g 未満	1,000～ 1,499	1,500～ 1,999	2,000～ 2,500	計	2,500～ 2,999	3,000～ 3,499	3,500～ 3,999	4,000～ 4,499	4,500～ 4,999	5,000g 以上	
男	1154	91	3	7	14	67	1062	349	560	138	15	—	—	1
女	1122	110	2	4	16	88	1011	468	448	87	8	—	—	1
計	2276	201	5	11	30	155	2073	817	1008	225	23	—	—	2

ウ 母の年齢階級別・出生順位別出生数

(令和7年1月1日～令和7年12月31日：概数)

(単位：人)

階級	総数	出生順位								
		第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児	第7児	第8児 以降	不詳
総数	2276	1296	769	172	26	8	2	1	0	2
15～19	4	3	1	—	—	—	—	—	—	—
20～24	25	19	6	—	—	—	—	—	—	—
25～29	333	262	68	2	1	—	—	—	—	—
30～34	845	538	257	45	3	—	—	—	—	2
35～39	759	338	314	84	14	6	2	1	—	—
40～44	285	121	114	40	8	2	—	—	—	—
45以上	25	15	9	1	—	—	—	—	—	—

(3) 死亡数

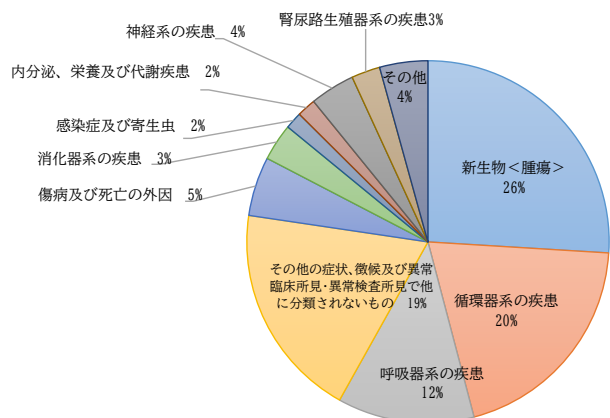
ア 原因別死亡数（令和7年1月1日～同年12月31日：概数）

（単位：人）

	区 分	コード	総 計			14歳以下			15～39歳			40～64歳			65歳以上			年齢不詳		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
																		性 別	合 計	男
			772	943	1,715	3	4	7	8	15	23	93	85	178	668	839	1,507			
再 掲	感染症及び寄生虫症	1000	9	17	26	-	-	-	-	1	1	1	-	1	8	16	24	-	-	-
	腸管感染症	1100	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	-	-	-	
	結核	1200	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	
	呼吸器結核	1201	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	
	その他の結核	1202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	敗血症	1300	7	6	13	-	-	-	-	-	-	1	-	1	6	6	12	-	-	-
	ウイルス肝炎	1400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	B型ウイルス肝炎	1401	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	C型ウイルス肝炎	1402	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他のウイルス肝炎	1403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
掲	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	1500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の感染症及び寄生虫症	1600	1	7	8	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	6	7	-	-	-
	新生物	2000	221	226	447	-	-	-	-	1	1	25	47	72	196	178	374	-	-	-
	悪性新生物	2100	214	217	431	-	-	-	-	1	1	24	47	71	190	169	359	-	-	-
	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	2101	11	6	17	-	-	-	-	-	-	2	3	5	9	3	12	-	-	-
	食道の悪性新生物	2102	3	3	6	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	3	5	-	-	-
	胃の悪性新生物	2103	27	11	38	-	-	-	-	1	1	2	-	2	25	10	35	-	-	-
	結腸の悪性新生物	2104	18	21	39	-	-	-	-	-	-	5	6	11	13	15	28	-	-	-
	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	2105	9	5	14	-	-	-	-	-	-	2	2	4	7	3	10	-	-	-
	肝及び肝内胆管の悪性新生物	2106	12	7	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	7	19	-	-	-
再 掲	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	2107	8	7	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	15	-	-	-
	膵の悪性新生物	2108	19	35	54	-	-	-	-	-	-	2	5	7	17	30	47	-	-	-
	喉頭の悪性新生物	2109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	気管、気管支及び肺の悪性新生物	2110	40	33	73	-	-	-	-	-	-	2	4	6	38	29	67	-	-	-
	皮膚の悪性新生物	2111	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
	乳房の悪性新生物	2112	-	32	32	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9	-	23	23	-	-
	子宮の悪性新生物	2113	-	8	8	-	-	-	-	-	-	4	4	-	4	4	-	-	-	-
	卵巣の悪性新生物	2114	-	14	14	-	-	-	-	-	-	7	7	-	7	7	-	-	-	-
	前立腺の悪性新生物	2115	28	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	-	28	-	-	-
	膀胱の悪性新生物	2116	6	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	7	-	-	-
掲	中枢神経系の悪性新生物	2117	5	2	7	-	-	-	-	-	-	3	2	5	2	-	2	-	-	-
	悪性リンパ腫	2118	5	4	9	-	-	-	-	-	-	1	1	2	4	3	7	-	-	-
	白血病	2119	8	12	20	-	-	-	-	-	-	2	3	5	6	9	15	-	-	-
	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	2120	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	4	-	-	-
	その他の悪性新生物	2121	13	13	26	-	-	-	-	-	-	2	1	3	11	12	23	-	-	-
	その他の新生物	2200	7	9	16	-	-	-	-	-	-	1	-	1	6	9	15	-	-	-
	中枢神経系のその他の新生物	2201	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-
	中枢神経系を除くその他の新生物	2202	6	8	14	-	-	-	-	-	-	1	-	1	5	8	13	-	-	-
	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3000	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	4	-	-	-
	貧血	3100	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
再 掲	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3200	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	4	-	-	-
	内分泌、栄養及び代謝疾患	4000	15	14	29	-	-	-	-	-	-	2	2	4	13	12	25	-	-	-
	糖尿病	4100	10	4	14	-	-	-	-	-	-	2	-	2	8	4	12	-	-	-
	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	4200	5	10	15	-	-	-	-	-	-	-	2	2	5	8	13	-	-	-
	精神及び行動の障害	5000	3	14	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	14	17	-	-	-
	血管性及び詳細不明の認知症	5100	3	14	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	14	17	-	-	-
	その他の精神及び行動の障害	5200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	神経系の疾患	6000	31	38	69	-	-	-	-	-	-	3	2	5	28	36	64	-	-	-
	髄膜炎	6100	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
	再 掲	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	6200	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	4	4	-	-
パーキンソン病		6300	12	4	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	4	16	-	-	-
アルツハイマー病		6400	4	13	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	13	17	-	-	-
その他の神経系の疾患		6500	15	15	30	-	-	-	-	-	-	3	1	4	12	14	26	-	-	-
眼及び付属器の疾患		7000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
耳及び乳様突起の疾患		8000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
循環器系の疾患		9000	151	192	343	-	-	-	-	2	2	21	10	31	130	180	310	-	-	-
高血圧性疾患		9100	4	4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	8	-	-	-
高血圧性心疾患及び心腎疾患		9101	3	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	5	-	-	-
再 掲		その他の高血圧性疾患	9102	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	-	-
	心疾患（高血圧性を除く）	9200	90	120	210	-	-	-	-	2	2	12	4	16	78	114	192	-	-	-
	慢性リウマチ性心疾患	9201	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
	急性心筋梗塞	9202	17	9	26	-	-	-	-	-	-	3	-	3	14	9	23	-	-	-
	その他の虚血性心疾患	9203	43	32	75	-	-	-	-	-	-	8	3	11	35	29	64	-	-	-
	慢性非リウマチ性心内膜疾患	9204	5	4	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	9	-	-	-
	心筋症	9205	1	2	3	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	2	-	-	-
	不整脈及び伝導障害	9206	6	11	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	11	17	-	-	-
	心不全	9207	16	56	72	-	-	-	-	1	1	-	1	1	16	54	70	-	-	-
	その他の心疾患	9208	2	4	6	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	3	5	-	-	-
掲	脳血管疾患	9300	43	49	92	-	-	-	-	-	-	6	4	10	37	45	82	-	-	-
	くも膜下出血	9301	1	7	8	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	4	5	-	-	-
	脳内出血	9302	20	13	33	-	-	-	-	-	-	4	1	5	16	12	28	-	-	-
	脳梗塞	9303	22	27	49	-	-	-	-	-	-	2	-	2	20	27	47	-	-	-
	その他の脳血管疾患	9304	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
	大動脈瘤及び解離	9400	14	12	26	-	-	-	-	-	-	3	1	4	11	11	22	-	-	-
	その他の循環器系の疾患	9500	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	6	6	-	-	-

区 分	コード	総 計			14歳以下			15～39歳			40～64歳			65歳以上			年齢不詳		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
性 別 合 計		772	943	1,715	3	4	7	8	15	23	93	85	178	668	839	1,507	-	-	-
呼吸器系の疾患	10000	113	97	210	-	-	-	-	-	-	4	4	8	109	93	202	-	-	-
再 掲	インフルエンザ	10100	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	4	-	-	-
	肺炎	10200	40	39	79	-	-	-	-	-	1	3	4	39	36	75	-	-	-
	急性気管支炎	10300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	慢性閉塞性肺疾患	10400	8	3	11	-	-	-	-	-	-	1	1	8	2	10	-	-	-
	喘息	10500	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
	その他の呼吸器系の疾患	10600	62	52	-	-	-	-	-	-	3	-	-	59	52	-	-	-	-
	誤嚥性肺炎	10601	36	27	63	-	-	-	-	-	1	-	-	35	27	62	-	-	-
	間質性肺疾患	10602	16	11	27	-	-	-	-	-	-	-	-	16	11	27	-	-	-
	その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)	10603	10	14	24	-	-	-	-	-	2	-	-	8	14	22	-	-	-
消化器系の疾患	11000	29	28	57	-	-	-	-	-	-	12	4	16	17	24	41	-	-	-
再 掲	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	2	1	1	2
	ヘルニア及び腸閉塞	11200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	6	7	1	6	7
	肝疾患	11300	-	-	-	-	-	-	-	-	12	1	13	7	4	11	7	4	11
	肝硬変（アルコール性を除く）	11301	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	3	6	3	3	6
	その他の肝疾患	11302	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	10	4	1	5	4	1	5
	その他の消化器系の疾患	11400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	8	13	21	8	13	21
皮膚及び皮下組織の疾患	12000	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	4	-	-	-
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000	11	8	19	-	-	-	-	-	-	2	1	3	9	7	16	-	-	-
腎尿路生殖系の疾患	14000	17	27	44	-	-	-	-	-	-	1	1	2	16	26	42	-	-	-
再 掲	糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	14100	1	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-	-	-
	腎不全	14200	13	11	24	-	-	-	-	-	1	-	-	12	11	23	-	-	-
	急性腎不全	14201	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
	慢性腎不全	14202	11	6	17	-	-	-	-	-	1	-	-	10	6	16	-	-	-
	詳細不明の腎不全	14203	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	5	-	-	-
	その他の腎尿路生殖系の疾患	14300	3	13	16	-	-	-	-	-	1	1	3	12	15	-	-	-	-
妊娠、分娩及び産じょく	15000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周産期に発生した病態	16000	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再 掲	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	16100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出産外傷	16200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	16300	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	周産期に特異的な感染症	16400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の周産期に発生した病態	16600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先天奇形、変形及び染色体異常	17000	1	3	4	1	1	2	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-
再 掲	神経系の先天奇形	17100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	循環器系の先天奇形	17200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	心臓の先天奇形	17201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の循環器系の先天奇形	17202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	消化器系の先天奇形	17300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の先天奇形及び変形	17400	-	2	2	-	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	染色体異常、他に分類されないもの	17500	1	1	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	18000	103	228	331	1	1	2	-	-	-	7	2	9	95	225	320	-	-	-
再 掲	老衰	18100	77	210	287	-	-	-	-	-	-	-	-	77	210	287	-	-	-
	乳幼児突然死候群	18200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	18300	26	18	44	1	1	2	-	-	7	2	9	18	15	33	-	-	-
傷病及び死亡の外因	20000	49	42	91	-	2	2	8	11	19	15	9	24	26	20	46	-	-	-
再 掲	不慮の事故	20100	22	22	44	-	1	1	1	3	4	2	2	4	19	16	35	-	-
	交通事故	20101	2	1	3	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-	2	-	-	-
	転倒・転落	20102	3	7	10	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7	10	-	-	-
	不慮の溺死及び溺水	20103	3	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4	7	-	-	-
	不慮の窒息	20104	5	3	8	-	1	1	1	1	2	1	-	1	3	1	4	-	-
	煙、火及び火災への曝露	20105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20106	3	3	6	-	-	-	-	1	1	1	2	3	2	-	2	-	-
	その他の不慮の事故	20107	6	4	10	-	-	-	-	-	-	-	-	6	4	10	-	-	-
掲	自殺	20200	23	16	39	-	1	1	7	8	15	11	5	16	5	2	7	-	-
	他殺	20300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の外因	20400	4	4	8	-	-	-	-	-	2	2	4	2	2	4	-	-	-
新種の死因	22200	13	5	18	-	-	-	-	-	-	-	1	1	13	4	17	-	-	-
再掲	新型コロナウイルス感染症	22201	13	5	18	-	-	-	-	-	-	1	1	13	4	17	-	-	-

イ 原因別死亡率



(4) 不妊手術及び人工妊娠中絶年報

ア 不妊手術

(7年度)(単位:人)

区 分		20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 歳 以 上	不 詳	計
男	第1号該当※	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第2号該当※	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女	第1号該当※	—	—	1	—	—	—	—	—	1
	第2号該当※	—	—	—	2	—	—	—	—	2
	計	—	—	1	2	—	—	—	—	3
合 計		—	—	1	2	—	—	—	—	3

※母体保護法第3条第1項に定める各号を示しています。

イ 人工妊娠中絶

(7年度)(単位:人)

区 分	20 歳 未 満	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 歳 以 上	不 詳	計
満7週以前	60	395	506	396	287	136	17	—	—	1,797
満8週～満11週	43	211	226	163	111	51	2	—	—	807
満12週～満15週	4	21	15	15	25	13	1	—	—	94
満16週～満19週	1	11	9	6	11	5	1	—	—	44
満20週・満21週	—	—	2	5	10	2	—	—	—	19
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	108	—	758	585	444	207	21	—	—	2,761

人工妊娠中絶(20歳未満再掲)

(7年度)(単位:人)

区 分	13 歳 未 満	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	不 詳	計
満7週以前	—	—	—	—	1	1	21	37	—	60
満8週～満11週	—	—	—	—	1	4	13	25	—	43
満12週～満15週	—	—	—	—	—	—	1	3	—	4
満16週～満19週	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
満20週・満21週	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	2	5	36	65	—	108

